

独立行政法人情報通信研究機構映像センサー使用大規模実証実験検討委員会（第2回）
議事録

1．開催年月日：平成26年6月3日（火）

2．出席者（敬称略）

菊池委員長、石井委員、小林委員、鈴木委員、高木委員

3．案件（議事）

（1）開会

（2）プライバシーポリシー策定について

（3）前回委員会での指摘事項について

（4）検討項目の論点について

（5）その他

（6）閉会

4．配布資料

資料2 - 1 映像センサー使用大規模実証実験に関するプライバシーポリシー策定について

資料2 - 2 前回委員会での指摘事項について

資料2 - 2 - 1 実証実験で取扱う情報について

資料2 - 3 委員会の検討ポイント（案）

資料2 - 3 - 1 実験で取得する情報と法人文書との関係

参考資料2 - 1 大規模複合施設におけるICT技術の利用実証実験

参考資料2 - 2 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

参考資料2 - 3 個人情報の保護に関する法律

参考資料2 - 4 最高裁判例（最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁）

参考資料2 - 5 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

参考資料2 - 6 独立行政法人情報通信研究機構が保有する法人文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準

参考資料2 - 7 最高裁判例（最判平成15年3月14日民集第57巻3号229頁）

5．議事概要

（1）プライバシーポリシー策定について

事務局より資料2 - 1の説明が行われたのち、次の質疑があった。

(菊池委員長)本資料をもとに、プライバシーポリシー策定の考え方について、この場で議論したい。

(菊池委員長)この資料は、実証実験に関するプライバシーポリシーの考え方であるが、NICT全体としてのものがあるか。

(事務局)独立行政法人情報通信研究機構個人情報管理規程がそれに該当する。

(菊池委員長)管理規程とプライバシーポリシーとの整合性はどうか。

(事務局)整合性を取る必要があると考えており、委員会でも議論いただきたい。

(高木委員)民間事業者の個人情報保護方針は、法で定められたものではないが、法における利用目的の表示に当たるところ、法は事業者単位での利用目的しか求めていない。

(鈴木委員)ポリシーを個別サービスごとに作成することに意味がある。できれば、管理規程の中に個別にポリシーを作成する旨の規程があればなおよい。

(菊池委員長)ポリシーの中に具体的な内容も含むのか。

(鈴木委員)世の中の慣習にとられることなく、必要なことを記載すればよい。

(高木委員)3.4節は、プライバシーバイデザインやPIA(Privacy Impact Assessment)に関連する部分だと思うが、情報漏えい対策しか書かれていない。漏えい対策だけでなく、映像はすぐに削除すること、出口から出た人の移動軌跡はリセットすることなど、システムのデザインに関する内容も記載するほうがよい。

(鈴木委員)3.2節(1)項のタイトルの表現を「特定の個人を識別」のように個人情報保護法の表現に合わせたほうがよい。

(2) 実証実験で取扱う情報について

事務局より資料2-2-1の説明が行われたのち、次の質疑があった。

(菊池委員長)マルチモーダル解析には顔の解析も含まれるのか。

(事務局)顔解析は別の処理である。

(菊池委員長)顔に比べ、歩容や服装では、多くの人にとって抵抗感は少ないように思う。

(小林委員)法律的には、顔は肖像権の問題になるが、顔の解析や歩容の解析に係らず何らかの方法で個人に番号をつけ行動解析することはプライバシーの問題となる。

(高木委員)人々が誤解によって不安を感じていることと、内容把握をした上で嫌だと思ふことは分けて議論したほうがよい。顔の映像が残って使われるという誤解、表情が利用されるのではないかという不安は、説明によって誤解を解消できる部分であるが、それでも解消しない行動解析の問題と分けて考えるべきである。

(鈴木委員)Work-ID というデータが使われているが、これは、同じ人が別のところに再度現れたとき、同じIDとして使われるものか。

(事務局)同じ人が別のところに再度現れたとき、同じWork-IDは使われない。Work-IDは、ひとつのカメラの撮影範囲に写っている間だけ使われるIDである。同じカ

- メラでも、一旦撮影範囲から外れた場合は、違う Work-ID が割り当てられる。
- (小林委員) 追跡のために、個人を識別するユニークな ID が別途付けられるのか。
- (事務局) 特徴量情報の照合で ID が振られる。新しい特徴量情報が得られた場合、新規に ID が割り当てられ、既に別のところで得られた特徴量と照合して合致した場合、既存の ID を用いる。モジュール構成図においては「ID」と記載している。
- (高木委員) Work-ID はそれで良いが、単に「ID」と呼んでいる識別子について「個人識別用 ID」等の適切なネーミングが必要である。
- (鈴木委員) Work-ID は、プライバシーインパクトは少ないが形式的には個人情報になりうる可能性がある。
- (高木委員) 資料の P.7 で特徴量情報の抽出処理は、ハッシュ関数を通したようなものではないか。
- (菊池委員長) ハッシュ関数とは異なる。特徴量情報は、平均顔データとの差分なので、元の画像情報の一部分の情報に逆変換が可能であり、ハッシュ関数の様な一方向性はない。完全な元の画像情報ではなくて、100 点のみをサンプリングしたような情報となっている点が元の画像情報とは異なる。
- (高木委員) 100 点なら分からないが、仮に 10000 点抽出したら肉眼でも元の画像が認識され得る点で、ハッシュと異なることは了解した。しかし、(ハッシュ関数の適用結果と特徴量情報の) いずれも個人の識別に用いることはできる。
- (高木委員) 資料の P.7、最後の 2 行で「他の情報との照合により特定の個人を識別できる」というのは例えばどういう場合か。
- (事務局) 万が一、特徴量情報をシステムから(傍受等により)取得し、同じ処理モジュールを何らかの手段で入手した人が、誰かの顔画像をその処理モジュールを用いて処理して特徴量情報を取得したとき、それらを照合した場合に、識別されることになる。
- (小林委員) 特徴量情報は個人情報であると前回結論付けられたと考えていたが。
- (菊池委員長) 結論付けてはいない。資料の P.7 では、まず当初の想定を確認した。特徴量情報が個人情報であるかどうかは、ここで議論していくことである。
- (小林委員) 特徴量情報は個人を識別するための情報であるという理解でよいか。
- (事務局) そのとおりである。
- (鈴木委員) Work-ID も特徴量情報と紐づいていれば個人情報となり得る。
- (菊池委員長) 厳密に議論するため、Work-ID と撮像情報、特徴量情報のライフサイクルがどのようになっているかを確認したい。

(3) 施設管理者との関係について

事務局より施設管理者との関係について参考資料 2 - 1 (P.24) をもとに説明が行われたのち、次の質疑があった。

- (小林委員) 利用目的の合意書は別途交わしているか。
- (事務局) 実験が始まっていないので、まだ交わしていない。
- (鈴木委員) 契約書には、明示されていないため、利用目的の覚書も含めて契約は完結する。契約書第5条1項、2項の規程で、正確に履行できれば、問題はない。さらに、3項で、目的外の利用や第三者への提供等を行わない旨も記載されているので、万全を期しているように思われる。
- (鈴木委員) 契約書のタイトルと第5条の内容の違和感があったが、全体の内容が確認できた。
- (菊池委員長) 適切な契約が結ばれていることが確認できた。

(4) 論点の再整理について

事務局より資料2-3、資料2-2-1の説明が行われたのち、次の質疑があった。

- (石井委員) 論点の資料で、注3で参照している長良川事件の判例は事案が適切でないの
で削除したほうがよい。また、肖像権、プライバシー権で差し止められるかど
うかの観点での論点を追加したほうが良い。参考とする判例として、「石に泳ぐ
魚」事件(最判平成14年9月24日)がある。法人文書では、データ保持期間
の考え方に基準が必要ではないかと思う。
- (鈴木委員) 法人文書の資料では、個々のデータ種類ごとに、個人情報該当性と法人文書
該当性の観点で整理したほうがよい。
- (鈴木委員) 資料2-3で、「肖像権」と「プライバシー権」で整理しているが、これを「肖
像権」と「肖像権以外(又は、その他)のプライバシー権」で整理したほうが
よい。
- (高木委員) 資料2-3で、特徴量情報と移動経路情報は利用の欄にあるが、「取得」とと
らえるべきではないか。
- (鈴木委員) 取得側に有るか無いかで評価が変わる。取得側に入れたほうがよい。
- (鈴木委員) 大綱の検討では、民間の事業者を対象とした議論がなされており、行政機関
や独立行政法人の議論はあまりされていない。
- (高木委員) 大綱の事務局より、行政機関や独立行政法人等の個人情報保護法の改正に関
して、具体的な事案があるかどうか意見を求められたので、本件のことを事務
局に伝えておいた。
- (鈴木委員) 特定個人の識別情報(PII(Personally identifiable information))の議論で、
米国では個別法毎によってPIIの範囲が変わる。日本でも、今の法改正の議論の
中で、特定個人の識別情報の考え方を変えてもいいのではないかとのお話も出始
めている。
- (高木委員) 論点の資料の追跡の但し書きで、「特定個人の移動経路の分析を行わない」と
あるがどういう意味か。

- (事務局) 識別した個人の移動経路の分析は行うが誰か特定の人の移動経路の分析は行わないという意味である。
- (高木委員) もともと「特定の」の意味は、「一人の」という程度の意味であって特定の誰であるかが判るという意味ではないとも考えられるところ、日本の法律では、「特定の個人を識別」が「特定の誰であるかが判る」の意味として定着してきている。先ほどの但し書きの記述は、後者の意味で利用していることで理解した。
- (鈴木委員) 従前の個人情報に関連するプライバシー侵害の判例においては、特定個人が識別されなければ本人被害はないという前提にたった判断がなされていたと思われるが、今後は、特定個人の識別性はないが個人の権利義務を侵害するという事案が出てくるはずだ。当然のことながら、これまでのプライバシー侵害の判例が変わってくるのが考えられる。既存の判例だけを基礎に評価すると誤ることがあるということは留意しておくべきだ。
- (高木委員) 本実験の「差し止め」の可能性はあるか。
- (鈴木委員) プライバシー侵害に関する「差し止め」については、法律(民法)の条文に書いていないので、まず無理だと思う。極めて例外的である。
- (小林委員) あいりん地区の事件では、15台のカメラの撤去について最高裁まで行って1台のみ撤去が認められた。この撤去された1台は、ある労働活動家が拠点としているホテルの出入り口を撮影するために設置されたものである。あいりん地区の例では、場所が公道であったが、本実験は施設内である。また、判決でもし録画がされた場合は違法との記載がされている。警察が公道に設置したカメラの撤去まで認めた事案はおそらくこれだけだと思う。
- (鈴木委員) この判例は見ておきたい。
- (鈴木委員) 今回の場合は、「学問の自由」と「プライバシー保護」が対立軸になる。また、この観点での判例はない。
- (小林委員) プライバシー権について被撮影者の利益の観点からプライバシー権の中身を議論する必要がある。
- (鈴木委員) 瞬間的、過渡的な撮影録画の評価もこれまでは法的には考慮事項にはなっていなかったもので、これも論点になりうる。
- (高木委員) 録画された場合に問題があるとの判決が意味するところが、後から誰がいたかを検証できることが問題という意味であれば、本実験の特徴量情報は、後から検証できるという意味で同様な性質を持つといえる。録画することそのものと分けて議論する必要がある。
- (石井委員) 法的には顔だけでなく、容ぼう、姿態も肖像権の対象となる。
- (鈴木委員) 判例がないので、しっかり検討する必要がある。
- (小林委員) 大きく分けると、映像は廃棄しても、特徴量情報などが抽出されることや解

析結果の経路情報が取られることが問題になると考えている。

(鈴木委員) 今回の検討の流れとしては、成立要件は厳しくチェックし、学問の自由で違法性阻却事由の有無を検討することになる。その場合、民間の研究所まで含めるかが問題となる。

(高木委員) 今回の実験での情報の提供が学術研究の範囲に入るかどうか問題となる。現状、共同研究契約はないが、人流統計情報の提供が学術研究の枠外なのか、あるいは、災害時の安全対策への活用という研究目的の範囲内なのか、後者の場合には、共同研究契約などが必要になるのではないかと。

(小林委員) 法律的には、権利の侵害があるかどうか、ある場合には、目的が正当か、目的と手段の関係が正当か(相当性)、侵害される利益が大きくないか、が観点になる。

(鈴木委員) 学問の自由を事由とする場合は、研究の目的というだけでなく、主体の要件も重要である。商業目的の民間の研究機関まで広げず形式的に縛る方が良いと思われる。主体の要件の確認が必要である。

(石井委員) 憲法上の学問の自由は研究発表の自由までで、今回の第三者への提供までは学問の自由に含まれないのではないかと。

(鈴木委員) NICTでの解析は学問の自由の観点で検討し、提供は統計情報であるか否かという観点での検討となる。2段階の整理になる。

(高木委員) データの取得が違法性阻却事由によって実施される場合に、そのデータをもとに生成された統計情報の提供が、独立行政法人個人情報保護法における統計情報の提供の例外規定にそのまま適用してよいとは言えないのではないかと。

(小林委員) データ取得が違法であれば、そもそも、カメラ撤去となり、提供ということにはならない。

(石井委員) データ取得は、学問の自由による違法性阻却事由でカバーできるのではないかと。

(菊池委員長) 駅ではオプトアウトができない、あるいは、手段がないが法律上はどのような解釈になるか。

(石井委員) 同意を得ていないと、「みだりに撮影」とみなされる。

(鈴木委員) 成立要件が充足しても、本件の場合には学問の自由による違法性阻却事由に該当するという構成であれば、民間でのマーケティング利用の場合には、直ちに同様の構成が適用されないということの意味する。それとこれとは別になり、より慎重な対応を求める意味で良いメッセージになる。

(小林委員) 商店街の防犯カメラの合法性を基礎づける法律は存在しないし、過去の裁判例に照らせば、違法となってしまう。それでも防犯カメラは撤去されないのは、誰も違法と主張して裁判を起こしていないから、言い換えれば、今裁判を起こせば適法とする判決がでると思われているからであろう。それと、今回の実験

のカメラはあまり変わらない。

(高木委員) 録画情報は散在情報で、これまでは、個人情報であるが個人データではなかった。今回の場合は、ID化して識別情報がデータベース化されるので、その意味で権利侵害のレベルはより高いと言える面がある。

(小林委員) 実態としては、現状の防犯カメラも、散在情報でなく、ネットワークされ、データベース化されている。

(高木委員) 撮られるかもしれないということにより萎縮してしまうという論点もある。

(小林委員) 萎縮についての議論はあるが、法的権利といえるほど成熟はしていないと理解してよいと思う。

(鈴木委員) 制度的な対応として、第三者機関での検証可能性について議論がされている。

(菊池委員長) キャンセルできないので顔の情報が漏れるのは怖いという意見が多い。

(高木委員) 歩容も気をつける必要がある。人によっては重要な観点である。

(菊池委員長) これまでの議論をまとめると、取得については、構成要件が成立する可能性はあるが、学問の自由での違法性阻却の可能性はある、ということになる。

(鈴木委員) 提供については、統計情報の提供という整理となる。その際、研究目的を考慮した際の提供の意味づけが問題となる。

(高木委員) 議論の論理構造としては整理でき合意できたと思う。

(石井委員) 情報の取り扱い方によっては、センシティブティ(機微情報)の問題も出てくる。

(5) その他

(菊池委員長) 次回の委員会で必要な関連情報があれば事務局に提示いただきたい。

(高木委員) 「コンピュータ上の処理で、人はアクセスしない」ということに関し、法的な観点についても次回の議論としたい。

(菊池委員長) 次回の議論とするが、各委員で議論の材料があればご用意いただきたい。

(高木委員) 法人文書の資料で動作ログがあがっており、他の情報は人がアクセスしないことになっているが、デバッグ等のためにアクセスしなければならない情報があるのではないか。

(事務局) ステップ1の実験で、十分にデバッグを行うため、ステップ2の実験では、動作する前提である。

(高木委員) 内容は理解したが、そのことを示しておく必要がある。

(菊池委員長) 次回の委員会での論点は、大綱について、本委員会の提言の骨子(案)提供先の利用の内容についての計画、まだ、が決まっていない場合は、計画の候補案、コンピュータで人手を介さず削除処理することの是非について、動作ログについて、である。

(鈴木委員) 前回委員会の資料の公開時期はいつか。

(事務局) ホームページ上で公開済みとなっている。

(高木委員) 議事録の発言者名がわからないようにするということであるが、名前を記載するか、発言者を A、B のように区別して発言の流れがわかるようにしたほうが良い。

(鈴木委員) 議事録の発言者名は記載したほうがよい。

(菊池委員長) 前回議事録は内容をご確認いただいた上で、発言者名を記載して公開する。

以 上